

//別紙

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称：一般社団法人 しなの福祉教育総研	所在地：長野県上田市真田町長 6918-1
評価実施期間：平成30年7月6日から平成30年11月6日 * 契約日から評価結果の確定日（通常、評価結果報告会日）まで	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） B16023, 061243, B18051	

2 福祉サービス事業者情報（平成30年8月現在）

事業所名：社会福祉法人かりがね福祉会 （施設名）かりがね共同サポートセンター	種別：共同生活援助
代表者氏名：かりがね福祉会理事長・小林 彰 （管理者氏名）共同サポートセンター長・三井 千愛	定員（利用人数）：69名(67名) （16グループホーム）
設置主体：社会福祉法人かりがね福祉会 経営主体：社会福祉法人かりがね福祉会	開設（指定）年月日： 昭和・平成18年4月1日
所在地：〒386-2202 長野県上田市真田町本原531-1（よつばのいえ内）	
電話番号：0268-72-2434	FAX番号：0268-72-2434
ホームページアドレス： http://www.karigane.or.jp	
職員数	常勤職員：24名 非常勤職員 31名
専門職員	（専門職の名称） 名
	社会福祉士（6名）
	介護福祉士（19名） 看護師（0名）
施設・設備 の概要	（グループホーム数） 16ホーム （設備等）
	合計73部屋 基準設備

3 理念・基本方針

（法人基本理念）

- (1) 利用者の真のニーズを理解し利用者主体の支援を行い、利用者が自分らしく地域の中で豊かに暮らしていけるようにしていく。
- (2) 利用者やその家族、地域の人たちに安心と安全を提供していく。
- (3) 障がいのある人たちを中心とした支援を通じ、全ての人が豊かな人生を送れるような地域づくりに貢献していく。

（基本方針）

- ① 施設の社会化
- ② 施設の家庭化
- ③ 施設の民主化

（事業所運営方針）

「自分らしい過ごし、生き方を」

- ① 地域の中で自分らしく暮らす
- ② 好きなことにチャレンジ。
- ③ アパート型GHの実現

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

かりがね共同サポートセンターは、法人の共同生活援助事業の一体的経営を実現するために2006年10月に開設しました。1979年4月に法人の母体施設であるかりがね学園（現ライフステージかりがね）開設して2年後には、現在の障がい者グループホームの前身である「小集団共同生活ハウス（曲尾ハウス）」を地域に新設しております。その後も1987年4月に、福祉ホーム（ひなやまの家）を開設、法人の基本理念である「自分らしく地域の中で豊かに暮らす」ことを法人設立当初から先駆的に実践して、現在は同地域の真田地域や上田地域・16か所のグループホームを経営運営しております。それぞれのグループホームの形態も様々で、新設、民家改修、アパート等を用意され利用者の選択肢を広げ、利用者の意向や状態により自由に移動できるシステムとして共同サポートセンターが機能しています。また、法人の中・長期計画には、短期入所や家族と一緒に暮らし、地域の方とも暮らせるアパート型グループホームの新事業計画構想も明示されていて、今後の実現のための取り組みを大いに期待したいと思います。

5 第三者評価の受審状況

受審回数（前回の受審時期）

初回（平成30年度）

6 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◇特に良いと思う点

① 各グループホームが一体的な経営運営がされています。

○14か所のグループホームは、広域に点在しておりますが、共同サポートセンターにより統括的運営がなされて、職員も全グループホームに関わることで、利用者一人ひとりの状況や課題等も周知共有されてきました。

② 利用者のニーズに適切に対応できる仕組みが確立しています。

○各グループホームは、法人の新設建物、民家、アパート等、立地住環境も異なり、居室の作りや平屋・2階建て等や一人暮らし等にも配慮した特徴的な暮らし方が用意され、利用者の意向・選択に、より適切に対応できるようになっています。

③ 法人組織として、利用者支援の仕組みが確立しています。

○共同サポートセンターは、法人の相談事業所と地域生活サポートセンターと連携をして、グループホーム利用の意向や地域の利用者ニーズを把握し、具体的な支援が組織的な仕組みとして確立しています。

◇特に改善する必要があると思う点

① 職員や利用者さん・ご家族への情報の周知共有の工夫をさらに図ることを望みます。

○法人の基本理念・基本方針は、明文化され、中・長期計画も冊子として公表されて、説明もされていますが一般の職員や利用者、ご家族には周知されていない事が、事業所評価調査、利用者聞き取り調査の結果に表れていました。文面の工夫掲示の方法、説明方法等配慮工夫をお願いします。

○利用者のプライバシー保護・虐待防止・権利擁護について、法人の人権委員会の管理により、施設内外の研修等されていますが職員の意識の向上に一層の取り組みを望みます。

② 提供する福祉サービスの標準的サービスの実施方法の見直しの仕組み整備を望みます。

○提供するサービスの標準的実施方法は、適切に明文化されておりますが、実施されているかの確認の仕組みや検証・見直しが十分にできていません。標準的サービスの実施方法は、職員のサービスの水準や内容・やり方の差異をなくすための、個別支援計画にも関連する重要な項目です。組織として確認するための仕組みや、サービスの見直し方法の整備を期待します。

7 事業評価の結果（詳細）と講評

・別添付

事業評価の結果（共通項目）・（内容評価項目）

8 利用者調査の結果

聞き取り方式（別添3－2）

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント（別添4）